

国立大学法人 東京大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の賞与の額については、東京大学役員給与規則により、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して総長が定めることとしている。

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。さらには、「開かれた大学」として、東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する国内外の全ての者に広く門戸を開くとともに、より多様性に富む教育研究環境の実現を図ることなどを目標としている。これらの目標達成に向けて総長のリーダーシップの下、将来構想である「行動シナリオFOREST2015」を基盤に、総合的な学部教育改革の推進や教育システムの国際化、世界最高水準の研究の推進等に取り組むなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいる。そうした中で、総長は教職員数約8,000名の法人の代表としてその業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督し、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。総長の報酬月額については、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、前述のとおり総長の職責は法人化後さらに増しており、また、年間報酬額については、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであることから、法人の長としての総長の報酬水準は妥当であると判断する。なお、本学の規模に相当する民間企業の役員報酬は4,542万円であり、総長の報酬の約2倍となっている。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	特になし	}
理事		法人の長に同じ	
理事(非常勤)		該当者なし	
監事		法人の長に同じ	
監事(非常勤)		特になし	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 22,213	千円 14,031	千円 5,726	千円 2,455 (教育研究連携手当)			
A理事	千円 18,241	千円 10,472	千円 4,498	千円 290 (通勤手当) 1,148 (副学長手当) 1,832 (教育研究連携手当)			

B理事	千円 17,910	千円 10,472	千円 4,374	千円 82 (通勤手当) 1,148 (副学長手当) 1,832 (教育研究連携手当)			
C理事	千円 18,007	千円 10,472	千円 4,476	千円 78 (通勤手当) 1,148 (副学長手当) 1,832 (教育研究連携手当)			
D理事	千円 17,956	千円 10,472	千円 4,273	千円 86 (通勤手当) 1,148 (副学長手当) 1,832 (教育研究連携手当) 144 (入試手当)	4月1日		
E理事	千円 17,805	千円 10,472	千円 4,273	千円 78 (通勤手当) 1,148 (副学長手当) 1,832 (教育研究連携手当)	4月1日		
F理事	千円 16,771	千円 10,472	千円 4,385	千円 80 (通勤手当) 1,832 (教育研究連携手当)			
G理事	千円 8,210	千円 5,236	千円 2,028	千円 29 (通勤手当) 916 (教育研究連携手当)		9月30日	◇
H理事	千円 7,774	千円 4,788	千円 2,053	千円 94 (通勤手当) 837 (教育研究連携手当)	10月1日		◇
A監事	千円 13,213	千円 8,267	千円 3,373	千円 125 (通勤手当) 1,446 (教育研究連携手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 3,036	千円 3,036	千円 0	千円 0		3月31日	

注1: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2: 「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注3: 「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所等に在勤する役員に支給するものである。

注4: 「入試手当」とは、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務に従事した場合に支給するものである。
(理事就任前において入試業務に従事したことにより支給されたもの)

注5: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注6: 「前職」欄の「※」は、独法等情報公開対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事A	2,681 (53,580)	2 (34)	平成25年3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度を総合的に勘案	
理事B	2,681 (48,417)	2 (31)	平成25年3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度を総合的に勘案	
監事					該当者なし	

注1: 「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規定に基づき、退職手当の算出に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である増減率を記載した。

注2: 理事A、Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に教員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野及び必要な組織・事業に総長が人的資源を効果的に再配分することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給の時期(原則1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 平成25年4月1日より、若手教員ポストの確保及び人材の流動性を向上させるための方策として、新たな基本年俸給表を規定することとした。
- 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - 実施期間:平成24年8月～26年3月
 - 俸給表関係の措置の内容:本学の収入(授業料、病院収入、運営費交付金等)に占める運営費交付金の比率(54%)を考慮し、平均削減率△4.3%とした。
(ただし、医療職種を除く)
- (役員について)
 - 「職員について」と同様

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 5,840	歳 44.5	千円 7,678	千円 5,733	千円 147	千円 1,945
事務・技術	人 1,593	歳 43.5	千円 6,231	千円 4,708	千円 173	千円 1,523
教育職種 (大学教員)	人 3,003	歳 48.6	千円 9,396	千円 6,955	千円 152	千円 2,441
医療職種 (病院看護師)	人 930	歳 34.1	千円 5,154	千円 3,927	千円 77	千円 1,227
技能・労務職種	人 7	歳 47.5	千円 5,480	千円 4,165	千円 130	千円 1,315
教育職種 (附属高校教員)	人 36	歳 48.1	千円 8,198	千円 6,178	千円 229	千円 2,020
医療職種 (病院医療技術職員)	人 255	歳 39.1	千円 5,712	千円 4,329	千円 169	千円 1,383
その他医療職種 (医療技術職員)	人 3	歳 38.2	千円 5,564	千円 4,235	千円 230	千円 1,329
その他医療職種 (看護師)	人 11	歳 45.2	千円 5,989	千円 4,507	千円 139	千円 1,482
指定職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	97	63.3	3,828	3,284	183	544
事務・技術	85	63.2	3,800	3,260	184	540
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	9	63.6	4,047	3,470	193	577

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1,294	39.4	5,731	5,647	143	84
事務・技術	117	44.5	4,632	3,982	182	650
教育職種 (大学教員)	1,149	39.1	5,864	5,864	139	0
技能・労務職種	1					
教育職種 (外国人教師等)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	25	31.7	4,429	3,423	173	1,006

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3: 教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注4: 常勤職員の指定職種、再任用職員の技能・労務職種、教育職種(附属高校教員)、非常勤職員の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注6: 医療職種(病院医師)、再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院看護師)、非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

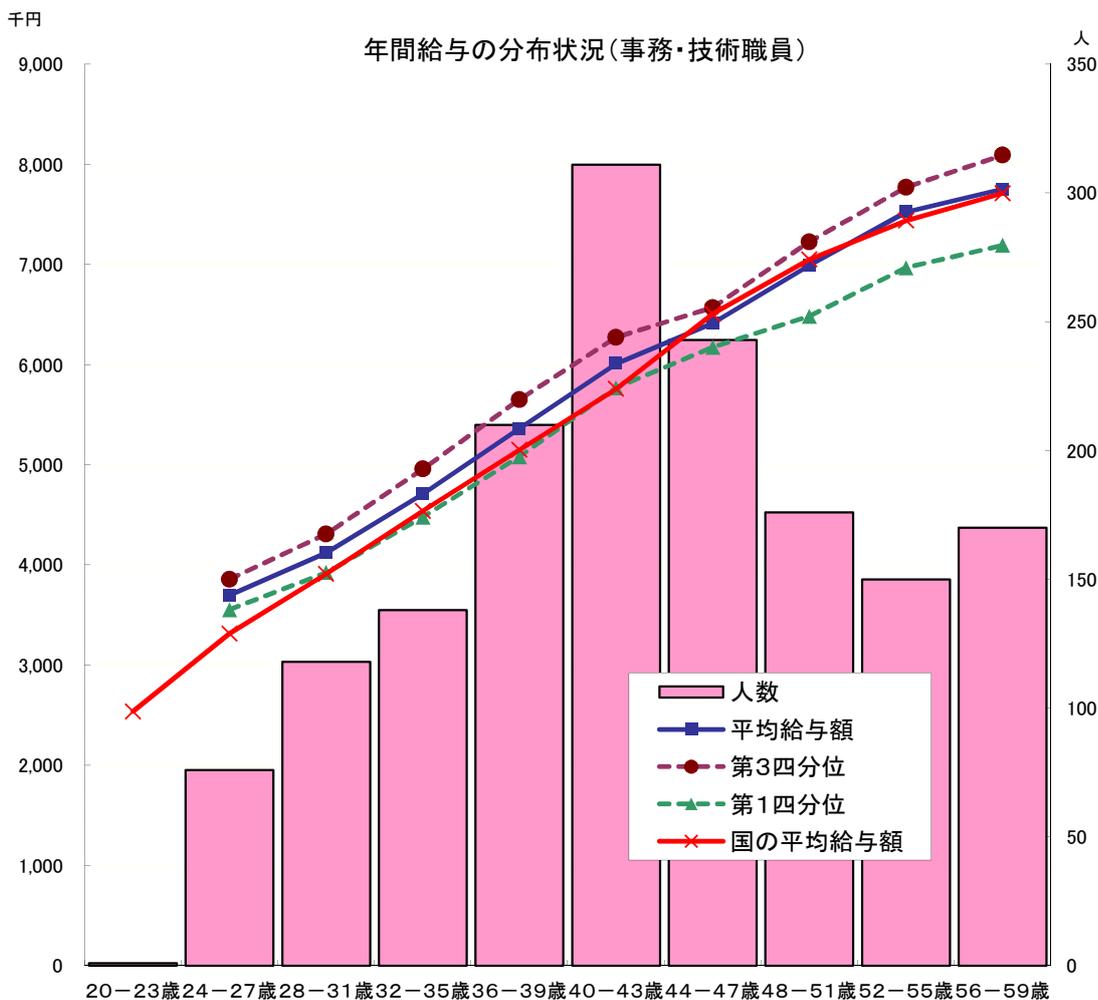
[年俸制適用者]

常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	156	37.2	7,237	5,666	97	1,571
教育職種 (大学教員)	156	37.2	7,237	5,666	97	1,571

注1: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・3四分位を記載していない。

(事務・技術職員)

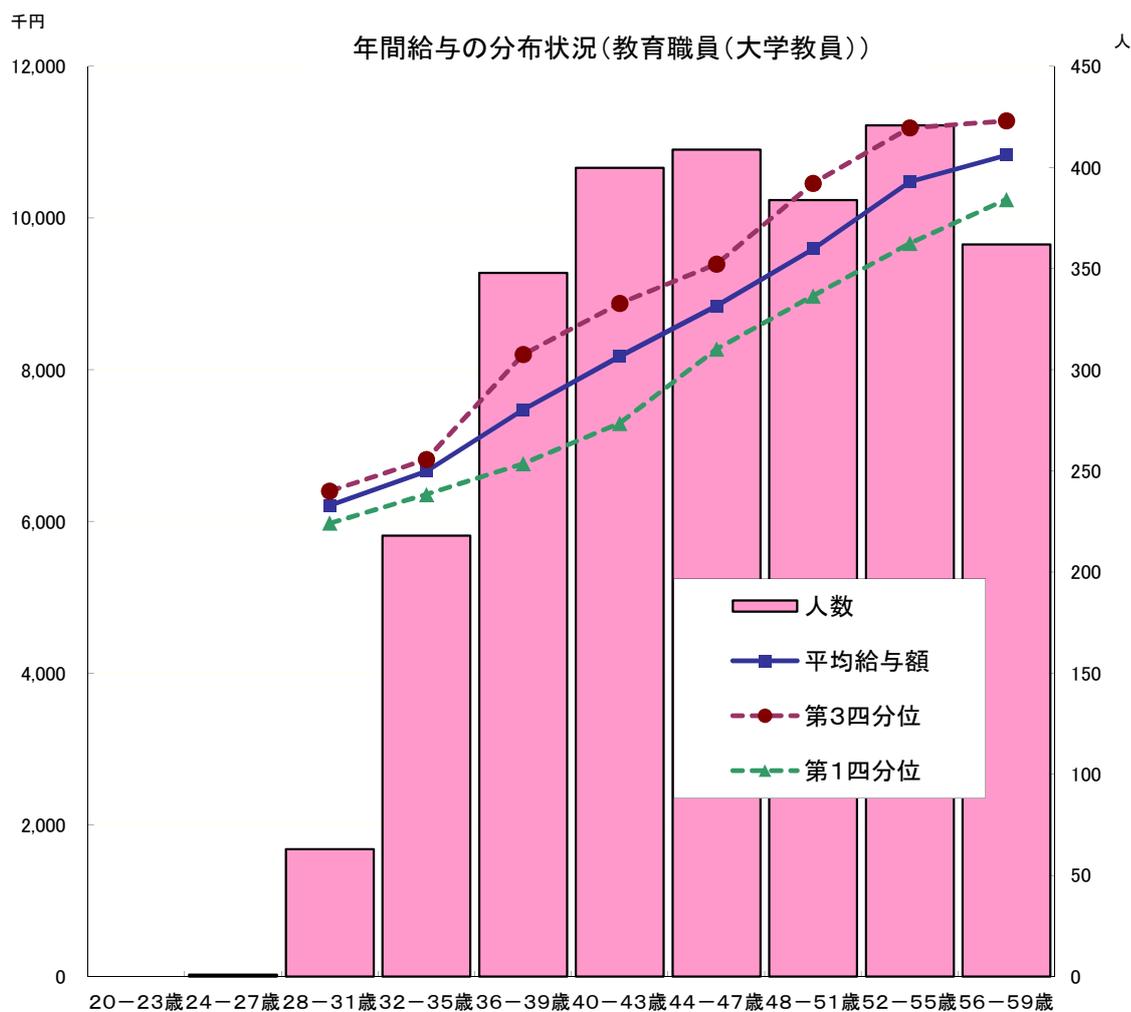
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	千円		千円
部長	13	56.8	10,552	10,906	11,331	千円
課長	89	53.8	8,490	8,790	9,204	
副課長	176	54.6	7,200	7,402	7,618	
主査・専門職	103	49.2	6,338	6,703	7,159	
係長	705	44.3	5,850	6,147	6,502	
主任	257	39.9	4,876	5,352	5,861	
係員	250	30.2	3,753	4,103	4,377	

注:「課長」には、「事務長」、「副部長」を含む。

「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。

「係長」には、「技術専門職員」を含む。

「係員」には、「一般職員」「技術職員」を含む。

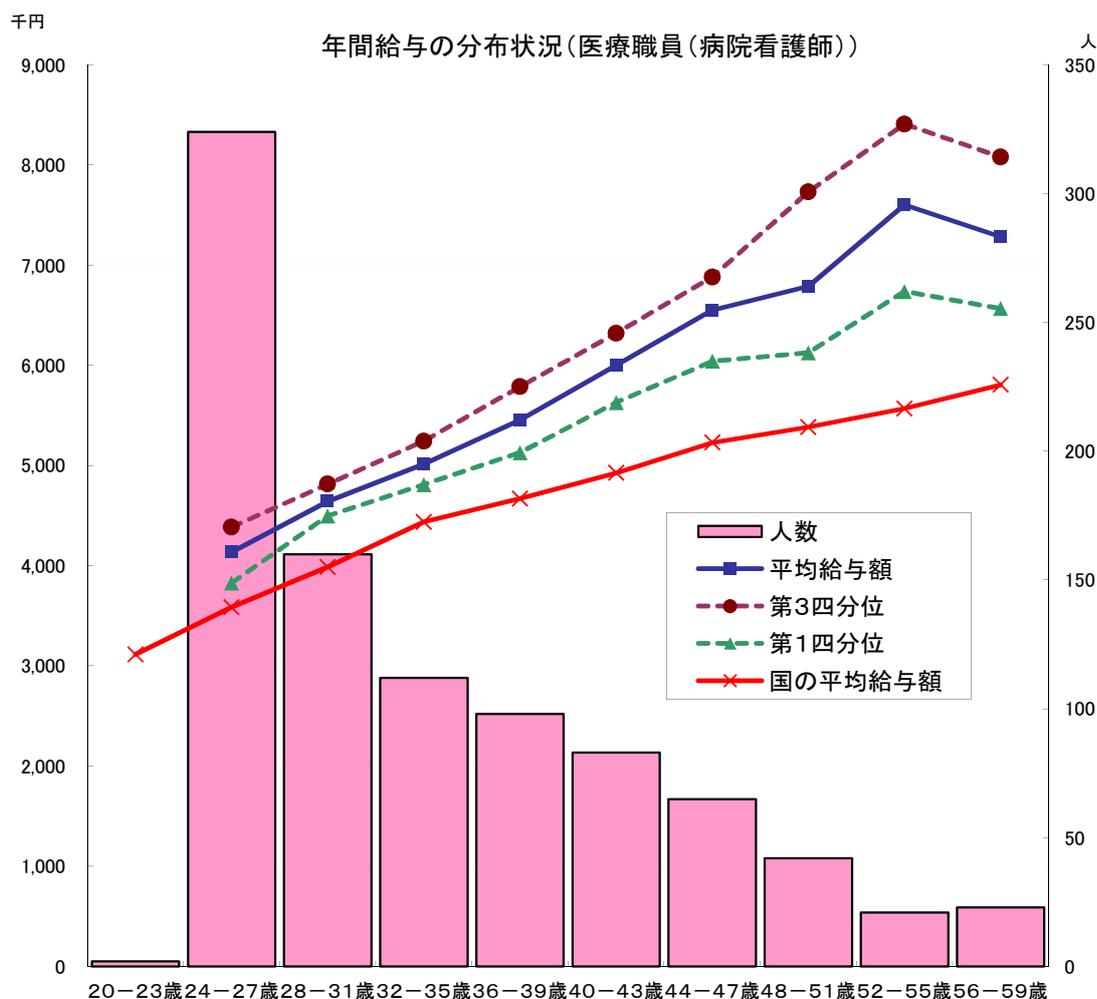


注:年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・3四分位を記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	1,249	55.8	10,443	11,046	11,382
准教授	805	45.8	8,565	8,897	9,312
講師	209	43.5	7,488	8,127	8,788
助教	695	40.2	6,470	6,875	7,231
助手	44	51.4	6,938	7,273	7,529
教務職員	1				

注:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。



注:年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・3四分位を記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	2						
副看護部長	2						
看護師長	57	49.1	7,490	7,800	8,298		
副看護師長	127	42.6	5,667	6,074	6,547		
看護師	740	31.3	4,137	4,675	5,027		
准看護師	2						

注1:「看護部長」「副看護部長」「准看護師」については該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

注2:「看護師」には、「助産師」、「保健師」を含む。

③職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	技術専門職員 係長 主任	副課長 技術専門職員 技術専門職員 係長	課長 副課長 技術専門職員	部長 課長 技術専門職員	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1,593	72 (4.5%)	245 (15.4%)	897 (56.3%)	189 (11.9%)	127 (8.0%)	51 (3.2%)	9 (0.6%)	3 (0.2%)	0	0
年齢(最高 ～最低)		52 }	55 }	59 }	59 }	59 }	59 }	59 }	56 }	}	}
		21	27	33	46	40	45	49	47		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,409 }	4,786 }	6,129 }	6,050 }	7,168 }	7,835 }	8,937 }	10,318 }	}	}
		2,092	2,765	3,378	4,624	5,134	5,484	7,274	8,863		
年間給与 額(最高 ～最低)		4,475 }	6,144 }	8,021 }	8,031 }	9,289 }	9,896 }	11,331 }	13,152 }	}	}
		2,764	3,654	4,514	6,309	6,987	7,584	9,510	11,369		

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	3,003	1 (0.0%)	739 (24.6%)	211 (7.0%)	805 (26.8%)	1,247 (41.5%)	0
年齢(最高 ～最低)		}	64 }	64 }	64 }	64 }	}
			27	29	31	38	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	6,652 }	7,392 }	8,219 }	14,623 }	}
			3,515	4,620	4,840	6,136	
年間給与 額(最高 ～最低)		}	8,731 }	9,771 }	10,812 }	17,885 }	}
			4,665	6,159	6,441	8,351	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師 保健師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	930	2 (0.2%)	740 (79.6%)	127 (13.7%)	58 (6.2%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	0
年齢(最高 ～最低)		}	59 }	59 }	59 }	}	}	}
			23	30	37			
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	5,266 }	5,597 }	6,771 }	}	}	}
			2,785	3,739	4,105			
年間給与 額(最高 ～最低)		}	7,014 }	7,443 }	9,036 }	}	}	}
			3,681	4,970	5,480			

注:教育職員(大学教員)の1級、医療職員(病院看護師)の1級、5級、6級においては該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	66.8%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	33.2%	34.2%
	最高～最低	45.1～32.7	39.7～26.5	39.9～30.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2%	66.8%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8%	33.2%	34.5%
	最高～最低	46.3～27.6	43.4～26.5	43.0～28.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.9%	63.7%	62.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.1%	36.3%	37.7%
	最高～最低	46.3～32.9	43.4～30.7	44.8～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.1%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.5%	32.9%	34.1%
	最高～最低	46.3～28.4	43.4～25.4	44.8～29.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.6%	63.8%	62.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.4%	36.2%	37.7%
	最高～最低	46.3～33.2	43.4～31.0	44.8～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	66.8%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	33.2%	34.4%
	最高～最低	46.3～31.2	43.4～29.0	43.0～30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	102.0
対他の国立大学法人等	114.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	115.4
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	118.4
対他の国立大学法人等	111.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>102.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考</td> <td>地域勘案</td> <td>91.9</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>100.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>91.3</td> </tr> </table>	対国家公務員	102.0	参考	地域勘案	91.9	学歴勘案	100.7	地域・学歴勘案	91.3
対国家公務員	102.0									
参考	地域勘案	91.9								
	学歴勘案	100.7								
	地域・学歴勘案	91.3								
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>平成25年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による行政職俸給表(一)適用者の最終学歴は、大学卒54.1%、短大卒12.6%であるのに対し、本学は大学卒69.4%(うち大学院卒12.9%)、短大卒12.7%であることにより、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>									
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.7% (国からの財政支出額 124,085(百万円)、支出予算の総額 231,157(百万円):平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【管理職について】 6.4%(常勤職員1,593名中102名)</p> <p>【給与・報酬等支給総額について】 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 51.9% (支出総額 101,907(百万円)、給与・報酬等支給総額 52,927(百万円):平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きい、地域を勘案した対国家公務員の指数が91.9であるため、給与水準は適切なものであると考えている。</p>									
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。									

○医療職員(病院看護師)

項目	内容								
指数の状況	対国家公務員 118.4								
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>112.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>120.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>111.6</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	112.7		学歴勘案	120.2		地域・学歴勘案
参考	地域勘案	112.7							
	学歴勘案	120.2							
	地域・学歴勘案	111.6							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>本学の医療職種(病院看護師)が勤務する病院が1級地(東京特別区)にあること、平成25年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による医療職俸給表(三)適用者の最終学歴は、大学卒3.8%、短大卒87.1%であるのに対し、本学は大学卒59.2%、短大卒40.6%であること、同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」による医療職俸給表(三)適用者の1級(准看護師)の構成割合は10.1%であるのに対し、本学は0.2%であることにより、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考ええる。</p>								
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.7% (国からの財政支出額 124,085(百万円)、支出予算の総額 231,157(百万円):平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【管理職について】 6.6%(常勤職員930名中61名)</p> <p>【給与・報酬等支給総額について】 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 51.9% (支出総額 101,907(百万円)、給与・報酬等支給総額 52,927(百万円):平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 上記の理由により、適切なものであると考えている。</p>								
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。								

○教育職員(大学教員)

教員職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 114.8

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 52,385,395	千円 52,927,955	千円 (%) △ 542,560 (△1.0)	千円 (%) △ 2,804,953 (△5.1)
退職手当支給額 (B)	千円 2,906,673	千円 4,836,797	千円 (%) △ 1,930,124 (△39.9)	千円 (%) 21,977 (0.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 34,375,835	千円 33,748,698	千円 (%) 627,137 (1.9)	千円 (%) 4,680,894 (15.8)
福利厚生費 (D)	千円 11,028,304	千円 10,394,527	千円 (%) 633,777 (6.1)	千円 (%) 1,573,326 (16.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 100,696,207	千円 101,907,977	千円 (%) △ 1,211,770 (△1.2)	千円 (%) 3,471,244 (3.6)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、国家公務員給与改定の状況を踏まえた給与水準の改定、採用可能枠(定員)の削減等の実施及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに対応した給与減額支給措置により、対前年度比1.0%の減となった。

「最広義人件費」においては、外部資金の獲得の増加に伴う非常勤役職員等給与の増(対前年度比1.9%の増)等があったものの、教員の定年延長により当該年度は教員の退職者が無かったことによる減及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置による減(対前年度比39.9%の減)により、全体として対前年度比1.2%の減となった。

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、退職手当の基本額に係る支給割合の引下げを実施した。
役員に関する講じた措置の概要:職員と同様
職員に関する講じた措置の概要:国における調整率の引下げに相当する率の改定を行った。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし